

等級及び職制上の段階ごとの職員数について (令和4年4月1日現在)

給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	定型的な業務を行う職務	289	12.8%	係員	274	1384	61.3%	係員級			
				(非専門的任期付)	15						
				計	289						
2級	主事の職務	359	15.9%	主事	359						
				計	359						
3級	主務の職務	736	32.6%	主務	568						
				(一般任期付)主務	4						
				(非専門的任期付・短時間)	2						
				(再任用・フルタイム)	10						
				(再任用・短時間)	152						
				計	736						
4級	係長又は主任の職務	405	17.9%	係長	223	405	17.9%	係長級			
				主任	106						
				指揮支援副隊長	3						
				小隊長	71						
				副小隊長	0						
				(一般任期付)主任	2						
				計	405						
5級	課長補佐又は主査の職務	269	11.9%	課長	6	269	11.9%	課長補佐級			
				課長補佐	141						
				所長補佐	9						
				場長補佐	1						
				主査	10						
				所長	8						
				館長	2						
				次長	2						
				室長	5						
				副園長	20						
				指揮支援隊長	3						
				中隊長	41						
				(再任用・フルタイム)							
				副園長	1						
(再任用・短時間)											
				主査	20						
				計	269						
6級	課長又は主幹の職務	107	4.7%	主幹	12	53	2.3%	主幹級			
				所長	1						
				事務長	1						
				園長	27						
				副署長	5						
				(再任用・フルタイム)							
				園長	7						
課長	所長	1	2.4%	課長	48	54	2.4%	課長級			
				所長	3						
				館長	1						
				主幹	2						
				計	107						
7級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務	48	2.1%	課長	33	48	2.1%	課長級			
				主幹	3						
				所長	5						
				事務長	1						
				局長	1						
				署長	5						
				計	48						
8級	部次長又は参事の職務	29	1.3%	次長	14	26	1.2%	次長級			
				参事	8						
				局長	2						
				東部振興監	1						
				会計管理者	1						
				部長	1				3	0.1%	部長級
理事	2										
				計	29						
9級	部長又は理事の職務	17	0.8%	危機管理監	1	17	0.8%	部長級			
				部長	10						
				理事	3						
				局長	1						
				消防長	1						
				(一般任期付)法令 遵守監察監	1						
				計	17						
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%				
				計	0						
合計		2259	100.0%								

特定任期付職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して業務に従事する場合	3	37.5%	主査	2
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して困難な業務に従事する場合	1	12.5%	主幹	1
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合	1	12.5%	主幹	1
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合	2	25.0%	所長	1
				校長	1
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	12.5%	CIO	1
6級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を 有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で 重要なものに従事する場合	0	0.0%		0
合 計		8	100.0%		